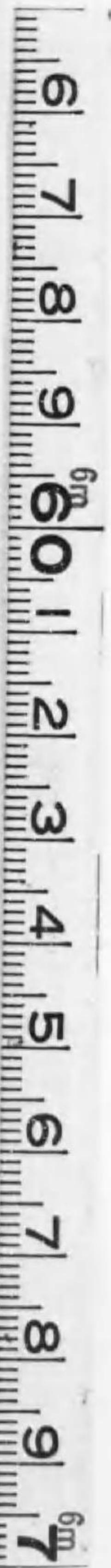


農業の營業税と營業賦子

524
109

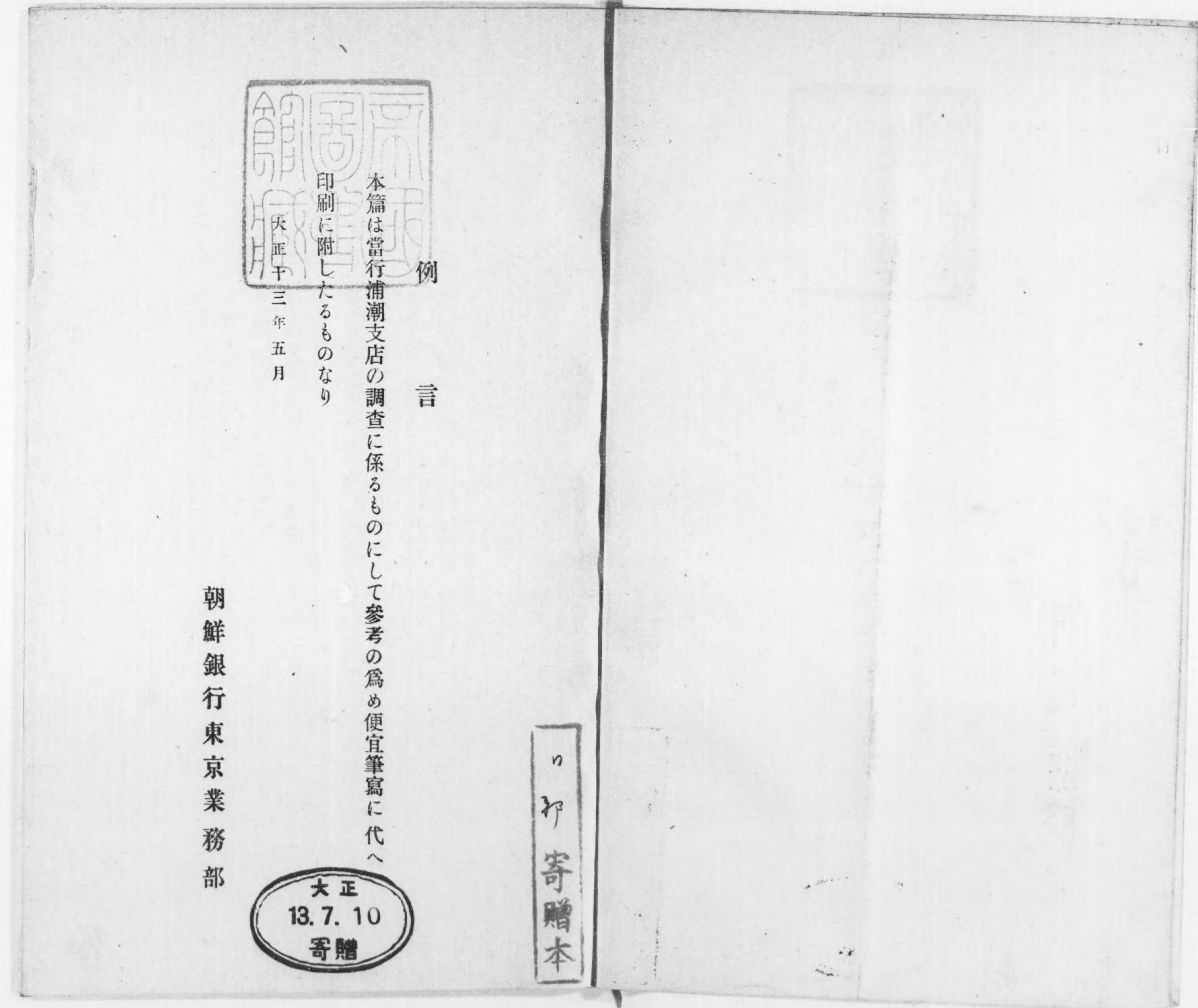


始



勞農露國の營業稅と營業時間

大正十三年五月



524-109

目 次

第壹章 營業稅

第一、工業稅	二
第二、商業稅	四
第三、第一級鑑札に由り賣買し得べき商品品目表	一
第四、第二級鑑札にて販賣するを得ざる商品	二
第五、贅澤品の製造及販賣に對する營業稅規定	三
第六、職業稅の支拂を要する個人職業	六
第七、營業鑑札地帶別料金表	八
第八、商工業、職業鑑札と強制國庫債券購入	一〇
第貳章 營業時間規定	一一



勞農露國の營業稅と營業時間

勞農露國に於て商工業を營むものは其の内外人を問はず營業稅を納むる義務あり此の稅金は其の營業を開始する以前若くは從來營業し居るものは政府の定むる毎年度の始めに於て支拂ひ其の受取として營業鑑札を受け此れを店頭若しくは事務所の最も見易き場所に掲ぐべき規定にして管に營業に對してのみならず此の營業に從事する番頭使用人も稅金を納めて鑑札を受くべき規定なり、而して此の稅金は無論政府の定めたる期間に納入するを要し若し規定に違反したる場合には莫大の罰金を課せらるゝのみならず其の延滞期間に對して懲罰の意味に於て法外の利子を附せられ下級の鑑札に由て上級の工業を經營し商店を營む場合も無論同様にして稅務監督官の常に其管内各工場商店を巡視し其鑑札の有無等級の當不當等を取調べ些細の間違に對しても罰金を課するを以て露領内に於て業務を營むものは特に此の營業鑑札に對し注意するを要するは勿論にして時としては此の營業鑑札の發給者が財政部若くは市役所にして稅務監督官は關係なき爲め無責任に鑑札を發給し後監督官より其等級の相違より罰金を課せらるゝが如き馬鹿げたる例も少なからず、此れ等の鑑札に對する年度は一月一日より十二

月三十一日迄を以て一年としたるも本年政府が政治年度を改正し十月一日より翌年九月末日迄を一年とする爲め此の鑑札に對する年度も同様に變更せり、

商工業者は此の鑑札を受くるも自由に營業するを得ず政府の規定する時間に其の事務所、店舗を開閉し一定の時間以上の營業は絶対に許されず若し之に違反する時は法律上の制裁を受けざる可からず故に露國に於て何等乎の仕事を爲さんとするものは先づ此の營業税規定と其營業時間規定を知るの必要あり左に此兩規定に付き項を別けて記載すべし、

第一章 營業税

一般に營業税と稱するも實は（壹）工業稅、（貳）商業稅（參）職業稅の三に別つ、

第一 工業 稅

工業稅を十二等級に別つ、

一級	勞働者の數	三人 下のもの
二級	勞働者の數	三人以上六人迄のもの
三級	勞働者の數	六人以上拾貳人迄のもの

四級	勞働者の數	拾貳人以上參拾人迄のもの
五級	勞働者の數	參拾人以上六十人迄のもの
六級	勞働者の數	六十人以上百人迄のもの
七級	勞働者の數	百人以上百五十人迄のもの
八級	勞働者の數	百五十人以上二百人迄のもの
九級	勞働者の數	二百人以上三百人迄のもの
十級	勞働者の數	三百人以上五百人迄のもの
十一級	勞働者の數	五百人以上壹千人迄のもの
十二級	勞働者の數	壹千人以上のもの

備考

一、一級より八級迄にして以下備考中に記載されたるものか除き機械動力を使用するものは勞働者の數に相當する等級より一級を上げたるものと課す、

二、以下記載のものは勞働者の數に相當する等級より以上の等級を課す、

（イ）寶玉、金銀、美術、青銅細工、時計、物理、醫療機械工場、水道、瓦斯電氣の修繕敷設工場化學製品人造鐘泉、（クハス）（飲料水）の製造所並に毛皮裁縫帽子製造、仕立屋及製靴工場にして直接注文を受け仕事をするものは一級を上げたるものと課す、

(ロ) 寫眞屋、フォトタイプ、製粉所、油房、製材所、ホップ製造所、火酒醸造所、麥酒醸造所、醣製造所及石鹼、香水
製造所は二級を上げたるものと課す、

第一 商業税

商業税を五等級に別つ

第壹級

バザール市場其他の場所に於て携帶し地上或は臺に列べ又は袋、籠、箱等其の商品と共に持運び得るものに入れ一人にて特別品目表に記載の商品を賣るもの、

第貳級

一、一人若しくは其の家族の内一人の手助を以て(イ)バザール市場、其他の場所に於て小さき移動し得るもの(机、臺、車、荷車、小船)に列らべ(ロ)一サーゼン(七尺)四方以内の大きさにして買人の其の内に入るを得ず、部屋としての意義を爲さる定設小屋にて特別品目に記載以外のものを賣るもの、

二、轉賣の爲め職業として買入商品保管の爲め一ヶ所の倉庫を有し一ヶ年一千二百留以下の金額の農産物及其他の商品を買入(金錢を以て又は物々交換に由り)を爲すもの、

三、金額壹千留以下の請負用達を爲すもの、

四、一軒の小屋(七尺平方以内)にて茶、コーヒ、牛乳、及清涼飲料以外に冷食(特に調理させるもの)を其場に於て食事する爲に販賣し其主人共三人以下のもの此れに從事するもの及夜會、運動會等に於て一日限り食物及飲料を販賣するもの、

五、移動し得る小屋にて暖き食物を販賣するもの、

六、第四、第五、地帶並に農村に於ける木賃宿、

七、三人以下の使用人及勞働者を使用する浴場、海水浴場、並に六個以内の浴槽を有する温泉浴場、

八、三級以下の鑑札に由る自己の工場にて製造する爲に注文を取るべき事務所、

九、各種の物品を定期又は一時使用の爲貸貸するもの(其の内バザール及市場に於ける秤量をも含む)

十、客馬車を除き馬四頭以内にて貨物及客を運搬する運搬業者の支店及代理店、

十一、體操場、演武場、庭球、フットボール、オリンピック競技射的場室内射的場、玉轉し、將棋碁會所並に體重壓力等の試験を爲す場所、

第參級

一、小店、商舗及其他の建物内二ヶ所の賣臺を有し又は構内其他の露天にて各種商品を小賣し主

人を合し從業員四人以下のもの、

二、轉賣の爲職業として買附品保管の爲め二個の倉庫を有するか又は一個年壹千貳百留以上壹萬留迄の金額の農産物及其他の商品の買附を爲すもの、

三、金額壹千留以上五千留迄の請負用達を爲すもの、

四、酒類、麥酒以外の第二級第四級に記載せざる食物及飲料を其の主人を合し三人以下の從業員にて販賣する飲食店並に一日以上七日以下の日限にて營む臨時食堂、

五、職業として渡舟場及小舟運搬を爲し又は小舟の賃貸を爲すもの、

備 考

同一の場所に於て同人に渡舟場及貢舟を營むものは別業と見做す

六、十五室以下にて食事を供せざる家具附部屋貸、六室以下の旅館及第二級に入らざる旅館、

七、三人以上十人以下の使用人及労働者を使用する浴場、及六個以上十個以下の浴槽を有する温泉浴場、

八、六人以下の使用人及労働者を使用する藥店、

九、第三級以上の自家工場に対する注文を取るべき事務所、

十、主人を合し五人以下の使用人を有する調査事務所、工業事務所、葬儀所、

十一、機械動力（汽船、乗合自動車、貨物運搬車等）の助けに由り貨物及旅客を運搬する爲めに船舶業及他の運搬業を營むもの並に特別軌道等の敷設をなして總計百五十馬力以下の動力に由るか四頭以上拾頭迄の馬匹を用ゆるもの及第四級第五級に相當する此等の業務の支店及代理店、

備 考

商工業經營者の所有に屬し特に其者の用務にのみ從事する汽船は特に鑑札を受くる必要なきも其基本商工業の鑑札等級を定むるに際しては其汽船の從業員及労働者を從事する人員の内に合するものとす、

十二、麥酒の小賣、

十三、氷滑場、滑走場、回轉木馬、鞦韆等の遊戯場經營者、

十四、參千留以下の資本を以て營む金融業、

十五、玉臺二臺以下を有する球戯場、

第 四 級

一、（イ）主人を合し七人以下の從業員にて一度の取引金額五拾留以上五百留以下にて各種商品の卸賣を營むもの、

（ロ）小商店或は二箇所以上の賣臺を有し、主人を合し四人以上十人以下の從業員を有する小

賣商、

二、轉賣の爲職業として金額壹萬留以上參萬留迄又は其買附商品保管の爲め參個以上五個の倉庫を有し各種商品の買附を爲すもの、

三、金額五千留以上貳萬留迄の請負及用達を爲すもの、

四、使用人の數が第五級に相當する以外の主人を合し其從業員三名以上の飲食店及音樂を備へたる同業、

五、十五室以上二十室以下にして食事を供せざる家具附部屋及六室以上十二室以下の室を有する旅館、

六、十人以上の從業員及勞働者を有するか又は十五以上の浴室を有する浴場、

七、六人以上の從業員及勞働者を有する藥店、

八、三百以下の坐席を有する活動寫真館、

九、其の主人を合し五人以上七人以下の使用人を有する調査事務所、工業事務所、葬儀所、

十、特別軌道を設けずして機械動力及馬力に由り貨物及旅客の運搬を爲す船舶業及其他の運輸業にして其動力が百五十以上五百馬力以下又は馬匹の數、十頭以上二十頭以下のもの、

十一、支店を有せざる運輸事務所並に第五級に相當する運輸及仲買事務所の支店及代理店、

- 十二、其主人を合し十人以下の從業員を有する家具の運搬及荷造を爲すもの、
- 十三、其の店に於て飲む爲めに酒類及麥酒販賣及同小賣、
- 十四、三千留以上五千留以下の資本を以て營む金融業、
- 十五、印刷物の出版、
- 十六、玉臺二臺以上四臺以下を有する球戲場、
- 十七、金額貳萬留迄の毛皮又は金額貳萬留迄の金の買附、

第五級

- 一、壹口の取引高五百留以上の各種商品の卸賣商、
 - (ロ)主人を合し從業員七人以上の卸小賣商、
 - (ハ)主人を合し從業員十人以上の小賣商、
- 二、國內及外國に轉賣の爲め各種商品を金額參萬留以上の買附又は此れが保管の爲め五個以上の倉庫を有するもの、
- 三、金額貳萬留以上の請負及用達、
- 四、主人を加へて十人以上の從業員を有する飲食店、
- 五、二十室以上を有し食事を供せざる家具附貸部屋及十二室以上を有する旅館、

- 六、三百以上の坐席を有する活動寫眞館、
- 七、主人を加へ七人以上の従業員を有する調査事務所、工業事務所、葬儀所、
- 八、動力五百馬力以上又は特別軌道を設け又は馬匹二拾五頭以上の機械動力又は馬力を以て貨物及旅客の輸送を爲すもの、
- 九、支店及代理店を有する運輸事務所並に仲買事務所及競賣場、
- 十、主人を加へて十人以上の従業員を有する家具の運搬及荷造りをなすもの、
- 十一、五千留以上の資本を有する金融業、
- 十二、賭事を爲す場所を營業とするもの、
- 十三、料理店、旅館にあるものをも含み四臺以上の玉臺を有する球戯場、
- 十四、金額貳萬留以上の毛皮の買附を爲すもの、
- 十五、金額貳萬留以上の金の買附を爲すもの、

備考

一、本表中に記載なき商業は其一箇月の取扱金額が貳百留以下の時は二級とし其以上の時は三級とす。
 (ロ)一級及二級の第一、第三、第四項に由り鑑札を受けたるものは特別倉庫を使用するを許さず、
 (ハ)請負及用達に對し課税の際は請負及用達契約は別個のものと見做し其の契約の金額に従ひ特別鑑札を發給するものとす

(二級より五級迄の三項)

(ニ)制限區域の各地に於て買附を爲すものは其の場所の爲め定められたる最高區域を標準として課税す、
 (ホ)本表に示したる金額は金貨留とす、

第二 第一級の鑑札に由り賣買し得べき商品品目表

左記商品は一級鑑札を以て販賣するを得、

- 一、各種農產物、家禽、薪炭、粘土、石灰、白墨、
- 二、パン、シホ、地方產魚類、鰐、牛乳製品、地方產果物、生及調理されたる野菜青物安價食品、
- 三、金銀、寶石以外の小手工艺品、
- 四、木綿、莫大小及糸製品、木綿ハンカチ、襟巻、
- 五、安價なる小間物及木製、板紙製各種玩具、
- 六、鎌草刈鎌斧、其他の手持農具、
- 七、樹脂、煙脂、桐皮、獸毛、鳥毛鳥羽、化粧用以外の石鹼石油、
- 八、花、植木、小鳥、
- 九、マツチ、懷中マツチ、及其附屬品、

- 十、卷煙草、粉煙草（最下等の）
 十一、靴墨、靴紐、靴底用ゴム、底革、
 十二、新聞及書籍、

第四 第二級鑑札にて販賣するを得ざる商品

左記の商品は第二級鑑札を以て販賣するを得ず、

- 一、寶石、金及白金、細工物、
- 二、十字架、指輪、耳飾り、等の安價なる小物を除きたる銀、青銅メルヒオル、英國製合金、細工品、
- 三、骨董品、
- 四、サモワール、銅製鍋盥罐、
- 五、化學用、寫眞用、外科、物理、並に此れに類似のものに要する機械器具及電氣用品、
- 六、樂器
- 七、古オーバーシュス、以外のゴム製品、
- 八、馬具一式、

九、皮革一切皮革製品古物以外の革製靴、
 十、藥品及衛生材料、

十一、兎狼、馴山羊、麻、溫肭ト獸、モルモット、家畜（羊の嬰兒の皮を除く）、を除きたる毛皮及雁及鵝鳥の穢毛、

十二、古物以外の出來合服及下着類。

十三、古物以外の男女帽子。

十四、古物以外の各種切地、織物、及其製品。

第五 貲澤品の製造及販賣に對する營業稅規定

第一、左記のものを贊澤品と見做す

- 一、小手工艺品以外の銀及メルヒオル細工品。
- 二、革櫃、鞄、旅行用化粧品箱、手提鞄、英國製鞍、華美なる馬具等の皮革製品、
- 三、フェルト製麻製以外の絨綬。
- 四、絹及天鵝絨切地並に外國製毛織物、麻織物、其の製品。

- 五、羚羊皮精製大皮、漆皮の靴羚羊皮精製大皮、鹿麻皮及毛皮製手袋。
- 六、羽毛、鳥の羽、花附婦人帽子、及各種外國製帽(男女用)
- 七、キヤビヤー、乾魚の脊、鮭を除くシムガフオレリ(鮭の一種)外國製乾酪、漬物、鹽鰯罐詰、蝦肉入饅頭等の食料品。

第二 貳類

- 八、金、白金、寶石、細工。
- 九、陶器、カットグラス、石、青銅、象牙製等の美術品並に彫刻物、書れたる繪畫、彫刻版、美術品骨董品。
- 十、華美なる彫刻ある革張絹張等の家具、八十平方ウエルショク(我一寸四分六厘餘)以上の鏡、
- 十一、乗用馬車及自動車、
- 十二、外國製レース、絹製レース、刺縫しあるバチスト及高價なる衣服地絹織物、細糸織及バチスト製下着。
- 十三、熊、狼、兔、馴山羊、臘胸獸、鹿、モルモット、狸、タラバカンの毛皮及家畜以外(羊の子の皮を除く)の毛皮。
- 十四、衛生防痘材料を除きたる香水香油類。
- 十五、ケーク、ピスケット、トルト、煎餅、菓子、チョコレート及佛國製罐入等の菓子類、
- 十六、外國製葉巻煙草、煙草、卷煙草外國製酒類。
- 十七、生花、温室出來又は輸入したる裝飾用草木。
- 第貳、國民經濟委員會は内國商業委員會及國民最高經濟會議の同意に由り地方の狀況に由り本規定の變更を爲す得。
- 第參、本規定に由る課稅は贅澤品の製造及販賣を爲す工場及商店に適用し免除するを得ず。
- 第四、贅澤品を製造する工場及職人は其の商業又は產業に相當する鑑札料全額に尙五割を増加したる鑑札を受くべきものとす。
- 第五、贅澤品を販賣する商業經營者及營業等級第四第五級に相當する喫茶店及料理店は普通の鑑札の外三級鑑札に相當する金額の二級三級は十割四級は十五割五級は二十五割の増加鑑札を受くべきものとす。
- 第六、均等稅の支拂を要する第四級及第五級に掲げられたる營業者にして第壹類の贅澤品を製造又は販賣するもの(其内喫茶店及料理店を含む)は一割二分を課す而して第四級第五級に記載されたる鑑札の追加料金は均等稅の内に計算せず。
- 第七、本規定の實施法は勞農共和國國民財政委員會に於て定む。

第六 職業税の支拂を要する個人職業

前記の分類に由り鑑札を受け營業する商工業經營所の使用人從業員は左表に由り其れに相當する職業税を支拂ひ鑑札を受くるを要す

- 一、一級 自宅若くは別室に於て細工物をする職人。
- 二、一級 一般の利用する場所（町中廣場市場公園）に於て一人にて仕事する職人並に電氣職人、道傍理髮人、硝子職人、磨師、樽職人、漂布職人、各種品物修繕職人、其他の工具、道具を用ゐ一定の場所を定めず常に移動して仕事を爲す職人一人にて手曳車、自轉車、橇等により客及貨車運搬を職とするもの。
- 三、一級 一人にて炭燒、漁業、獸獵を業とするもの農村に於て運搬業を營むもの。
- 四、三級 一人にて市中及市より十露里以内の村落及停車場及埠頭附近にて客馬車及荷馬車業を營むもの。
- 五、一級 第三級以下の商業及第五級以下の工業經營所に勤務し此等の經營所に於て番頭、計算方事務員、賣子、技術者等の職務を行ふもの（寫字生、タイプライター掛、文書等の配達者、荷造人、運搬人、掃除人、番人、労働者等の機械的に働くものを除く）、
- 六、二級 第五項に掲げたるより以上の商工業經營所に於て同項に掲げたると同様の職務を行ふもの。
- 七、三級 三級以下の商業五級以下の工業經營所の支配人及以上の商工業所の支店支配人（主人及共同者を除く）
- 八、四級 七項に掲げたる以上の商工業經營所の支配人並に其事業に於て支配人次席、簿記掛、主任、検査人、技師、高級技手、法律顧問、相談役等の高級職員にあるもの（主人及共同者の一人を除く）
- 九、四級 コペラチイフ組合本部の役員、支配人にして給料を受くるもの。
- 十、五級 コペラチイフ同盟、トラスト、シンヂゲート株式會社、合資組合、銀行の重役役員、相談役、社長、支配人、委任權を有するもの。
- 十一、三級 一人にて職業として特別技術、技能を要する仕事を注文若くは依頼に由り爲すもの即ち入歯師、圖工圖面、豫算等の作製を爲すもの。
- 十二、五級 代理人、仲介業者、通關人、取引所仲買人、等事務所及使用人を有せずして働くもの並に私立銀行業の代理人、検査人、見本に由り商賣する巡回手代、
- 十三、四級 自由職業に從事するもの。

(イ) 医師、歯科医、獣医、建築技師、技師、辯護士。

一八

三級 (ロ) 産婆、按摩、文士、美術家、俳優、及音樂家。

備考

一、本表の第壹項に掲げたるものにして産業組合の一員にして其利益を全部組合に提供するものは個人産業税の半額を支拂ふ事を得。

二、第十三項(イ)及(ロ)に掲げたるものにして一定の給料に由り官衙に勤務し他に収入を持たざるものは税金を支拂ふの必要なし。

三、各種購買組合及農業コペラチイフの役員及従業員は各組合及コペラチイフに於て其の數三人以下は個人産業税の徵收を免除せらるべし。

四、購買組合及農業コペラチイフにして其事業に對する鑑札が引下されたる場合には其使用人に對する個人産業税も其同程度に由り引下られるものとす。

第七 營業鑑札地帶別料金表

前記の如く商工業經營者、贅澤品の製造販賣業者及此れが従業員は其規定に基く税金を納めて鑑札を受けざる可からざるが今其の料金を一表として示せば左の如し。

一九二三、二四年度營業鑑札

地帶別料金表

鑑札名稱	營業基本稅率 (金留)				
	商業稅	地帶に區別なし	第貳地帶内	第參地帶内	第四地帶内
第一級	同	一一七	一一七	一一七	一一七
第二級	同	一八	一八	一八	一八
第三級	同	二二	二二	二二	二二
第四級	同	二三	二三	二三	二三
第五級	同	二五	二五	二五	二五
第六級	同	二六	二六	二六	二六
第七級	同	二七	二七	二七	二七
第八級	同	二八	二八	二八	二八
第九級	同	二九	二九	二九	二九
第一〇級	同	三〇	三〇	三〇	三〇
第一一級	同	三一	三一	三一	三一
第一二級	同	三二	三二	三二	三二
第一三級	同	三三	三三	三三	三三
第一四級	同	三四	三四	三四	三四
第一五級	同	三五	三五	三五	三五
第一六級	同	三六	三六	三六	三六
第一七級	同	三七	三七	三七	三七
第一八級	同	三八	三八	三八	三八
第一九級	同	三九	三九	三九	三九
第一九級	同	一九三	一九三	一九三	一九三
第一九級	同	一九四	一九四	一九四	一九四
第一九級	同	一九五	一九五	一九五	一九五
第一九級	同	一九六	一九六	一九六	一九六
第一九級	同	一九七	一九七	一九七	一九七
第一九級	同	一九八	一九八	一九八	一九八
第一九級	同	一九九	一九九	一九九	一九九
第一九級	同	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
第一九級	同	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一
第一九級	同	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
第一九級	同	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三
第一九級	同	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
第一九級	同	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
第一九級	同	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
第一九級	同	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
第一九級	同	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
第一九級	同	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九
第一九級	同	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
第一九級	同	二一一	二一一	二一一	二一一
第一九級	同	二一二	二一二	二一二	二一二
第一九級	同	二二一	二二一	二二一	二二一
第一九級	同	二二二	二二二	二二二	二二二
第一九級	同	二二三	二二三	二二三	二二三
第一九級	同	二二四	二二四	二二四	二二四
第一九級	同	二二五	二二五	二二五	二二五
第一九級	同	二二六	二二六	二二六	二二六
第一九級	同	二二七	二二七	二二七	二二七
第一九級	同	二二八	二二八	二二八	二二八
第一九級	同	二二九	二二九	二二九	二二九
第一九級	同	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	二三一
第一九級	同	二三二	二三二	二三二	二三二
第一九級	同	二三三	二三三	二三三	二三三
第一九級	同	二三四	二三四	二三四	二三四
第一九級	同	二三五	二三五	二三五	二三五
第一九級	同	二三六	二三六	二三六	二三六
第一九級	同	二三七	二三七	二三七	二三七
第一九級	同	二三八	二三八	二三八	二三八
第一九級	同	二三九	二三九	二三九	二三九
第一九級	同	二三一〇	二三一〇	二三一〇	二三一〇
第一九級	同	二三一	二三一	二三一	

同	商業五級附屬 工業十級より十二級迄	職業稅	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	同	同	同	同	同	同	同	二七	一八	一三	九	二〇
															三	五	二	二	
															一三	一〇	一、五〇		
															五	四			
															一六	一三			
															四八	四二			

備考

- 一、一九二三年九月四日附極東革命委員會の決議に由り浦潮を第二地帶ハバロフスク、ニコリスク、を第參地帶スバスクエ、カリガ、イマン、ニコライフスク、を第四地帶其他の地を第五地帶とす。
- 二、基本鑑札料以外に均等稅の前納金を鑑札料の五割及地方稅を鑑札料の五割と定む。
- 三、コペラチーフには均等稅の前納を免除す。

第八 商工業、職業鑑札と強制債券購入

以上の規定に基き商工業を營むものは其の種類の如何を問はず必ず營業稅を納附し營業鑑札を受くべきものにして單に其の營業者のみならず此の事業に携はるべき使用人及自由職業者も同様に鑑札を受くべき者なるが然も前記の金額は基本稅金にして此れに地方稅其他を附加する時は前記金額の二倍以上となり其の上尙均等稅、利益稅を年度末に於て支拂を要す而して最近政府は新に法令を以て前記

商工業及職業鑑札を受けたるものは各其等級に從ひ六分利附國庫債券を購入する義務ある事を發表し發布の日より二週間以内に此れが買入を命じ期限に遅るゝ場合には金利を附し罰金を課する事とせり今此れが各等級に由り義務購入額を示せば左の如し。

商業一級二級は 五留券 一枚

三級	は	同	三枚																
四級	は	同	一枚	十枚	一枚														
五級	は	同	二十五枚																
工業一級	は	同	五留券																
二級三級	は	同	同																
四級	は	同	同																
五級	は	同	同																
六級	は	同	同																
七級	は	同	同																
八級	は	同	同																
九級	は	同	同																

十三枚	一枚																		
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

十五枚	一枚																		
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

二十枚	一枚																		
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

十 級	は	同	三十枚
十一 級	は	同	四十枚
十二 級	は	同	五十枚
職業一二級	は	同	一枚
三 級	は	同	二 枚
四 級	は	同	三 枚
五 級	は	同	十 枚

右は現今勞農露國に於て營業するもの又は其の經營所に在勤するものゝ負擔すべき義務ある稅金なるが此等の稅金を支拂ひ鑑札を受けたるものは更に營業時間規定に基き其の業を營むべきものとす。

第貳章 營業時間規定

勞農露國に於ては勞働法に基き規定されたる勞働時間休息日規定あり、此規定は勿論全國に亘りて大體に於て同一なるも土地の狀況に由り多少の相違あり此れが爲め各州各縣執行委員會は其の名を以て規定を發布せり、今左に一九二三年四月三十日を以て發布し八月三日を以て此れを訂正したる規定を掲ぐべし、

商工業營業所開閉時間、休日規定

(一九二三年四月三十日發布八月三日訂正)

一般規定

第壹條 下記のものを除きたる各種商業經營所及倉庫は公衆の爲め午前八時以後に開店し午後六時迄に閉鎖し正午十二時より午後二時迄は晝食休として閉鎖すべきものとす。

第貳條 酒類食料品、果物店及雜貨小賣店は公衆の爲午前八時に開店し午後六時に閉店し午後一時より三時迄は晝食休として閉店するものとす。

第參條 市役所の小屋店及新聞を販賣する小屋店は午前八時以後に開店し午後六時迄に閉鎖し晝夜休を爲すの必要なきも若し使用人ある時は此れに對しては一般規定に基き二時間の晝食時間を與ふべきものとす。

第四條 菓子店、喫茶店は午前八時以後に開店し午後十二時迄に閉鎖すべきものとす但し使用人は二組を以て交代せしめ一週間に連續四十二時間の休暇を與ふべきものとす。

第五條 バン屋(パン焼所)は製造販賣並に製造のみを爲すものも午前六時以後に開店し午後十時迄に閉鎖すべきものとす。但し使用人及勞働者は二組を以て交代せしめ一週間に連續四十二時間の休暇を與ふべきものとす。

備考

二四

パン屋パン焼所其の他の此れに類似する製造所に於ては夜間の作業を禁ず(午後十時より午前六時迄を夜間と見做す)但し特別の場合には夜間作業を行ひ得るも其の場合には労働監督官の特別許可を要すべきものとす。

第六條 第四條及第五條に掲げたる營業が同一の場所に於て行はるゝ場合或は第二條に掲げたる營業と隣接し遮断しあるも互に内部に於て交通し得る場合には縦合經營者を異にするも此れを同一の經營と見し此等の營業は午前八時に開店し午後六時に閉鎖すべきものとす。

第七條 第一級の飲食店は午前十一時より開き翌午前二時迄に閉鎖し第二級の飲食店は午前九時に開き午後十二時に閉鎖し第三級の飲食店、食堂、家庭的食事を他人に供する食堂は午前七時に開き午後十時に閉鎖するものとす飲食店、食堂、家庭食堂の營業は使用人を八時間勤務とし二組にて交代し一週間に連續四十二時間の休暇を與ふべきものとす。(譯者註本條の等級は一級を以て最上とし以下此れに續く)

第八條 活動寫眞館劇場は午後四時以後に開場し午後十二時迄に閉鎖すべきものとす各種見世物及演藝會、音樂會、舞踏會、其の他の娛樂場は午後六時以後に開場し午前二時迄に閉鎖すべきものとす

備考

(イ) 每週月曜日又は其他の特に定められたる日に於て各劇場活動寫眞館、見世物其他の娛樂場は藝術者の週間休日とし

て閉鎖すべきものとす而して若し月曜日が祭日なる時は其祭日の翌日を以て休日とす。

(ロ) 児童の爲晝間の活動寫眞、演藝會は本規定第十四條に記載の特別休息日といへども開場するを得ぬし其場合には使用者人は二組を以て交代に働くべきものとす。

第九條 劇場、曲馬場、俱樂部、停車場、見世物、及運動會場に於ける食堂は使用人二組の交代を以て營業し使用人には連續して四十二時間の休暇を與へる事とし一日十五時間以内の營業を爲す事を得但し午前三時以後に於て營業するを得ず。

第十條 調剤所と同一店にある薬店は本規定第一條に記載されたる時間内に於てのみ商品の販賣を爲すを得其の他の時間に於ては薬店は閉鎖し商品の販賣を禁ず調剤所は祭日と雖も晝夜を通して調剤を爲すべきものとす。

備考

調剤所に於ける使用人の勤務は二組にて交代して爲すべきものとす。即ち(イ)は午前九時より午後三時迄(ロ)は午後三時より午後九時迄(ハ)は宿直は午後九時より午前九時迄とす。各使用人に對しては一週間一回の休日を與ふべし宿直は出勤日と見做す。

第十一條 西洋式並に東洋式理髮所は午前八時より開き午後六時に閉鎖し午後一時より三時迄を晝食休として閉鎖すべきものとす停車場、劇場、曲馬場等附屬の理髮所は労働監督官の特別許可を得て他の時間に仕事を爲し得るも其仕事は晝間は八時間夜間の交代は六時間以上を超ゆるを得ず。

第十二條 別室、浴室附き又は共同浴室を以て營業する浴場は公衆の爲め午前十時より午後八時迄間断なく開場するを要するも各使用人及労働者には二時間の晝夜休を與ふべき義務あるものとす若し二組の使用人及労働者の交代を以て營業する時は午前七時より午後十一時迄間断なく開場するを得。

第十三條 バザール（市場）に於ける商業經營者は其の營業の種類を問はず商品を箱樽等に入れて商ふもの並に商品を荷車又は小舟等にて輸送し來りて商ふもの行商をするものをも含み午前七時以後に開店し午後五時に閉鎖するものとす而して間断なく營業差支なきも使用人には正午十二時より午後二時迄晝食休を與ふべきものとす。

備考

（イ）市内に於ける行商は午後六時迄爲すを得商品を手に携へて行商するものは午後九時迄爲すを得。

（ロ）五月一日より十月一日迄の期間は牛肉店は午前六時に開店し午後五時に閉鎖し午前十一時より午後二時迄晝食時間として休むべきものとす市場及市中各所にある牛肉店並に市場に於て大道に面する小店（セメノフスキーバザルにてカレイスカヤ街マレツチエフキーバザルにてスエトランスカヤ街）は正午十二時より午後二時迄晝食時間として閉鎖すべきものとす。

祭日及特別安息日

第十四條 各種の商工業經營所、倉庫、事務所、理髮所、浴場、寶石金銀細工所、時計修繕所、花園

並に市中及市外の小店は下記の祭日特別安息日及毎週安息日（日曜日）に其店を閉鎖し業務を休むべきものとす。

祭日

一月一日	新年
一月二十二日	一九〇五年一月九日紀念日
三月十二日	專制政治廢滅紀念日
三月十八日	パリ、コムミニン紀念日
五月一日	メイデー紀念日
十一月七日	プロレタリヤ革命紀念日

特別安息日

一月六日、三月二十五日、復活祭週間の日曜日、復活祭後の四十日目、八月六日、復活祭後の五十一日目、八月十五日、九月八日、十二月二十五日二十六日、日曜日を以て毎週安息日とす。毎土曜日及祭日、特別安息日の前日は理髮 及浴場は一日八時間作業を二時間を減少し六時間とす。

備考

一、土曜日及祭日特別安息日の前日は理髪所及浴場は第十二條第十三條に記載の如く通常通り営業を爲すを得るも祭日特別安息日の翌日は二時間遅れて開場すべきものとす。

二、販賣所及生花を販賣する店は毎週安息日及特別安息日に営業するを許すも本規定第一條及第八條の備考第一項を嚴守すべきものとす。

第十五條 若し祭日と安息日と續く場合には牛丼店は特別安息日に於てのみ午前七時より午前十一時迄営業を爲すを得。

第十六條 各種行商人は第十五條に記載の特別安息日に於て第十三條備考に記載の如く営業する事を得菓子店、喫茶店は本規定第四條に基きパン屋パン焼所は第五條に飲食店及食堂は第七條に基き特別安息日に於て営業を爲すを得。

第十七條 小屋店に於て果實及清涼水を販賣するものは特別安息日に於て正午十二時より午後二時迄営業するを得るも其の他の小屋店の雜貨販賣小屋は本規定第十四條に記載されたる日に於ては店を閉鎖し営業するを得ず但し新聞を販賣する小屋店は午前八時より午後二時迄営業する事を得。

備考
各種商業經營者が営業時間外に於て特に規定に反して設けられたる窓、戸の間及裏口等より販賣する事を禁ず而して此の目的の爲め裝置されたるものは取壊すべきものとす。

第十八條 如何なる営業といへども下記の祭日に於ては行ふを得ず。

一月一日	新 年
一月二十二日	一九〇五年一月九日紀念日
三月十二日	專制政治廢滅紀念日
三月十八日	パリコムミニン紀念日
五月一日	メイデー紀念日
十一月七日	プロレタリア紀念日

備 考

労働同盟會員は同盟本部の許可及萬國聯合會の規定に基き上記の祭日と雖作業するを得。

(イ)地方の状況に由り本年四月三十日發布の規定が其の地方住民の利益に反するときは地方の郡施行委員會は職業組合機關、労働監督官の同意を得て縣執行委員會の認可を経て適當なる變更を爲すを得。

(ロ)ウスリー鐵道地帶内に在る各種商業にして直接旅客鐵道從業員労働者の需要に應せず鐵道驛の賣店の性質を有せず主として其地方住民の需要を満足せしむるものは此れに對して縣執行委員會及郡執行委員會の定めたる營業規定に従ふべきものとす。

第十九條 何等除外なく各種商工業經營所に於ける各種職務上の作業に於ける使用者、労働者の最大限度勤務時間は一晝夜八時間とするも事務所に於ける勤務及健康に有害なる勤務は六時間とし使用

人及労働者に對しては一週間一回連續四十二時間の休暇を與ふるものとす。

第二十條 女子及十八歳以下の若者には労働法第百三十條に由り夜勤を課するを得ず。

備 考

午後十時より翌朝六時迄を夜間とす

第二十一條 十六歳より十八歳の若者に對しては一日の勤務時間六時間を超ゆるを得ず。

第二十二條 本規定に定められたる時間以上の作業を爲すを得ざるも労働法第百〇四條に明記されたる特別の場合に於ては其都度労働監督官の許可を得て此れを行ふを得るもの個人に對しては労働法第百〇六條に定められたる標準を超ゆるを得ず。

第二十三條 各官衙及工場の國民養育所、寄宿舎及個人の料理店、食堂、旅館、家具附部屋貸、喫茶店等並に個人家庭にて傭人（料理人、下女、番人等）を使用するものは其の傭人に對し一週間一回の休暇日を與へべき義務あり其休暇日の前日には一日八時間労働の内二時間を減すべきものとす。

第二十四條 執行委員會、當該局に於て職業會議及労働監督官と協議の上營業時間を變更し得るも其都度縣執行委員會の認可を得べきものとす。

第二十五條 本規定は各商工業經營所及市場に於て最も見易き場所に掲ぐべきものとす。

第二十六條 本規定に違反するものは行政處分として金參百留以下の罰金又は三個月以内の強制労働

を課す。

第二十七條 本規定は沿海縣内に於て發行の日より効力を生じ其有効期間を一九二四年四月三十日迄とす。

第二十八條 本規定の發布と共に其以前に發行されたるもの無効とす。

以上

以上が營業時間規定にして民警署は常に此の規定の實行を監視し違反者は法により處分さるべきも苟も露國に於て何等かの事業を營むものは此の營業稅及營業時間規定を熟知するを要するのみならず最近は本規定及労働法を印刷したるもの營業所に掲ぐる事とせり。

参 考

勞 動 法

第一百〇四條 規定時間以上の労働は右の特別の場合にのみ許さるべし。

（イ）共和國の國防上及社會の災厄危機豫防上必要な仕事を爲す際。

（ロ）給水、點燈、下水、運輸、郵便、電信、電話線等の正確なる進行に對し突發的障害を除く爲め社會的必要な工事を爲す際。

（ハ）既に着手されたる仕事が技術上の狀態の爲め不意又は突發的の障害に由り標準労働時間内に作

業を終るを得ず若し其儘仕事を中止する時は材料又は機械に損傷を來す爲め其れを完了する必要ある場合。

(ニ)機械若くは設備の修繕及復興の爲め臨時作業を爲す際若し其の儘にし置く時は多くの労働者に仕事を無くする場合。

備考

本條に掲げたる時間外労働の適用は地方争議委員會の決定に由り許さるべきものとす若し地方争議委員會なき場合には當該職業組合の同意及労働監督官の許可に由り行はれ若し火急の場合は労働監督官に事後報告を爲すべきものとす。

第一百六條 各被傭人に對する時間外労働時間は一ヶ年を通し百二十時間を超ゆるを得ず又二日間連續して時間外労働を行ふ場合には四時間を超ゆるを得ず。

備考

備考季節的性質を有する各種産業に於ては労働國民委員會は全露職業同盟委員會の同意を得て第百〇六條に定めたる標準以上に時間外労働時間を増加する事を得。

第一百三十條 婦人及十八歳以下のものに對しては夜業を爲さしむるを得ず。

備考

労働國民委員會は全露職業同盟委員會の同意を得て特に此れを必要とする産業に於ては青年婦人に夜業を爲さしむる事を許可するの権利を有せしむ。



終

